

## 建築基準法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 建築材料からの飛散又は発散に対する衛生上の措置を講じなければならない著しく衛生上有害な物質として、石綿を定めること。  
(第二十條の四関係)

第二 既存不適格建築物について増築等をする場合に適用されない物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置に関する基準として、石綿の飛散に対する衛生上の措置に関する基準を定めること。  
(第三百三十七條の四の二関係)

第三 石綿の飛散に対する衛生上の措置に関する基準に係る既存不適格建築物について増築等を行うことができる範囲として、石綿の飛散に対する衛生上の措置について国土交通大臣が定める一定の基準に適合すること等を定めること。  
(第三百三十七條の四の三及び第三百三十七條の十二関係)

第四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 施行期日

この政令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の施行の日（平成十八年十月一日）から施行するものとする。

(附則關係)